

1. これまでの経緯

平成21年発生 of 新型インフルエンザ(H1N1)を踏まえ、国は対策の実効性を確保するため、平成24年5月新型インフルエンザ等対策特別措置法を公布、これに基づき、平成25年6月新型インフルエンザ等対策政府行動計画に改正された。

これに合わせ国と整合性のある対策が図られるよう、都道府県、市町村が新型インフルエンザ等対策行動計画を策定するものとし、帯広市は平成21年9月策定の新型インフルエンザ対策行動計画を見直すもの。

年 月	条例・計画
平成21年9月	帯広市新型インフルエンザ対策行動計画 策定
平成25年4月13日	帯広市新型インフルエンザ等対策本部条例 施行

2. 国の動向について

新型インフルエンザ等対策特別措置法

○平成24年5月11日公布、平成25年4月13日施行

○目的

新型インフルエンザ及び全国かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小にすることを目的とする。

○これまでと異なる点

- 体制整備
 - 都道府県、市町村対策本部の設置が条例化 など
- 政府が新型インフルエンザ等緊急事態発生の際の措置
 - 外出自粛・興行場・催物等の制限等の要請・指示
 - 予防接種の実施(医療従事者・電気・ガス・鉄道事業者など特定事業者を優先接種するほか住民まで実施)
 - 医療提供体制の確保(臨時の医療施設等)
 - 生活関連物資等の価格安定
 - 行政上の申請期限の延長等
 - 政府関係金融機関等による融資 等

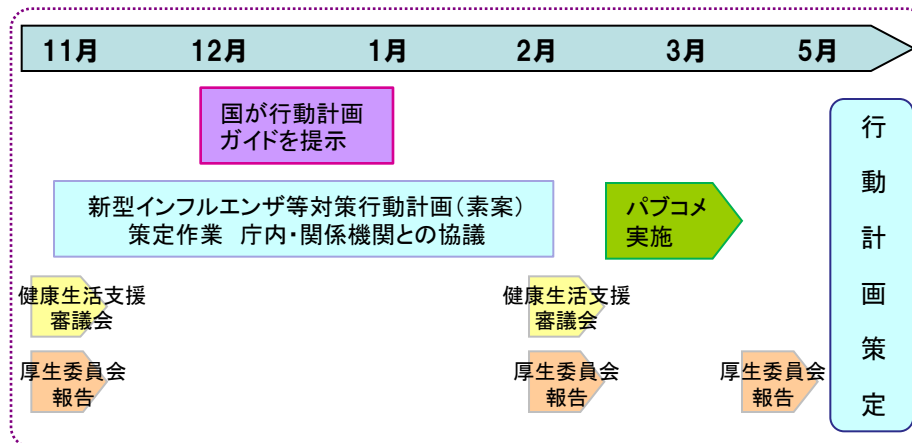
3. 見直しにあたっての考え方

新型インフルエンザ等対策行動計画(骨子)

基本方針 感染拡大を可能な限り抑制し市民の生命及び健康を保護する
市民生活・市民経済に及ぼす影響を最小とする

- ① 実施体制**
 - 市対策本部の設置による施策推進
- ② 情報収集・提供**
 - 新型インフルエンザ等に関する情報収集と事業者及び市民への適切な方法による提供
- ③ 予防まん延防止**
 - 感染予防、感染拡大防止対策の市民への周知
 - その他新型インフルエンザ等のまん延に関する措置
- ④ 予防接種**
 - 特定事業者、市民に対する予防接種の実施
- ⑤ 社会経済機能維持**
 - 生活環境の保全、その他市民の生活及び地域経済の安定

4. 見直しのスケジュール



帯広市健康生活支援審議会運営要領の改正について

平成27年度から5カ年を計画期間とする、帯広市子ども・子育て支援事業計画を平成26年度に策定する。

策定に係る審議を帯広市健康生活支援審議会で行うため、運営要領の所掌事務等に「帯広市子ども・子育て支援事業計画」を加えることとする。

帯広市健康生活支援審議会運営要領新旧対照表(変更部分抜粋)

新(改正後)	旧(改正前)																								
<p>第1条 (略)</p> <p>(専門部会の設置)</p> <p>第2条 (略)</p> <table border="1" data-bbox="240 763 791 1621"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域医療推進部会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>健康づくり支援部会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>児童育成部会</td> <td>児童の健全な育成に関すること(おびひろこども未来プラン及び帯広市子ども・子育て支援事業計画の策定、評価及び見直しに関するを含む。)</td> </tr> <tr> <td>障害者支援部会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>高齢者支援部会</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(専門部会への委任)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)けんこう帯広21、おびひろこども未来プラン、帯広市子ども・子育て支援事業計画、帯広市障害者計画、帯広市障害福祉計画及び帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定及び評価に関すること。</p> <p>以下(略)</p>	名称	所掌事務	地域医療推進部会	(略)	健康づくり支援部会	(略)	児童育成部会	児童の健全な育成に関すること(おびひろこども未来プラン及び帯広市子ども・子育て支援事業計画の策定、評価及び見直しに関するを含む。)	障害者支援部会	(略)	高齢者支援部会	(略)	<p>第1条 (略)</p> <p>(専門部会の設置)</p> <p>第2条 審議会に次の表の左欄に掲げる専門部会を置き、その所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="890 763 1430 1621"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域医療推進部会</td> <td>地域医療の推進に関すること。</td> </tr> <tr> <td>健康づくり支援部会</td> <td>市民の健康づくりの支援に関すること(けんこう帯広21の策定、評価及び見直しに関するを含む。)</td> </tr> <tr> <td>児童育成部会</td> <td>児童の健全な育成に関すること(おびひろこども未来プランの策定、評価及び見直しに関するを含む。)</td> </tr> <tr> <td>障害者支援部会</td> <td>障害のある児童の療育及び障害のある人の自立した生活の支援に関すること(帯広市障害者計画及び帯広市障害福祉計画の策定、評価及び見直しに関するを含む。)</td> </tr> <tr> <td>高齢者支援部会</td> <td>高齢者の自立した生活の支援に関すること(帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定、評価及び見直しに関するを含む。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(専門部会への委任)</p> <p>第3条 専門部会の所掌事務のうち、次に掲げるものについては、それぞれの専門部会に委任し、当該専門部会の議決をもって審議会の議決とみなすものとする。</p> <p>(1)けんこう帯広21、おびひろこども未来プラン、帯広市障害者計画、帯広市障害福祉計画及び帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定及び評価に関すること。</p> <p>以下(略)</p>	名称	所掌事務	地域医療推進部会	地域医療の推進に関すること。	健康づくり支援部会	市民の健康づくりの支援に関すること(けんこう帯広21の策定、評価及び見直しに関するを含む。)	児童育成部会	児童の健全な育成に関すること(おびひろこども未来プランの策定、評価及び見直しに関するを含む。)	障害者支援部会	障害のある児童の療育及び障害のある人の自立した生活の支援に関すること(帯広市障害者計画及び帯広市障害福祉計画の策定、評価及び見直しに関するを含む。)	高齢者支援部会	高齢者の自立した生活の支援に関すること(帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定、評価及び見直しに関するを含む。)
名称	所掌事務																								
地域医療推進部会	(略)																								
健康づくり支援部会	(略)																								
児童育成部会	児童の健全な育成に関すること(おびひろこども未来プラン及び帯広市子ども・子育て支援事業計画の策定、評価及び見直しに関するを含む。)																								
障害者支援部会	(略)																								
高齢者支援部会	(略)																								
名称	所掌事務																								
地域医療推進部会	地域医療の推進に関すること。																								
健康づくり支援部会	市民の健康づくりの支援に関すること(けんこう帯広21の策定、評価及び見直しに関するを含む。)																								
児童育成部会	児童の健全な育成に関すること(おびひろこども未来プランの策定、評価及び見直しに関するを含む。)																								
障害者支援部会	障害のある児童の療育及び障害のある人の自立した生活の支援に関すること(帯広市障害者計画及び帯広市障害福祉計画の策定、評価及び見直しに関するを含む。)																								
高齢者支援部会	高齢者の自立した生活の支援に関すること(帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定、評価及び見直しに関するを含む。)																								

帯広市子ども・子育て支援事業計画の策定について

帯広市子ども・子育て支援事業計画策定につきましては、下記に基づき計画策定の審議を行い、その審議は帯広市健康生活支援審議会の専門部会である児童育成部会に委ねることとする。

1. 計画策定の目的

子ども・子育て支援法に基づき、本市の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与できるよう、さまざまな施策を推進することを目的とします。

2. 計画の性格

本計画は、国の基本指針を基に、帯広市第六期総合計画(計画期間:平成22年～平成31年)の分野計画であるおびひろ子ども未来プラン(計画期間:平成22年～平成31年)のうち子育て支援に関する施策と整合性を図りながら策定します。

3. 計画の内容

- (1) 教育・保育提供区域の設定
- (2) 各年度における教育・保育の量の見込み、提供体制の内容及び実施時期
- (3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の内容及び実施時期
- (4) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体提供及び教育・保育の推進体制の確保 など

4. 計画の期間

子ども・子育て支援法の本格施行予定の平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

5. 計画策定のスケジュール

計画の審議及びとりまとめについては、部会において概ね8回程度の審議を経て計画素案をまとめ、平成27年2月の審議会において計画案の審議をいただく予定です。

また、計画策定にあたり、平成25年度は、就学前の子どもを持つ家庭を中心に行うアンケートとその分析を行うほか、幼稚園、保育所、認可外保育施設や子育て支援事業に関わる方、さらには、広く市民などから意見を聴くなど、ニーズの把握を行います。

平成25年度後半または平成26年度前半までに計画をまとめ、市民の皆さんとの意見交換などを経て素案とし、平成26年度後半にパブリックコメントを行い平成26年度中に決定する予定です。

なお、北海道とは随時協議を行います。